

岩手県選挙管理委員会告示第62号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により指定した不在者投票ができる病院等について、次のとおり指定を取り消した。

令和8年7月7日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

| 種別 | 施設の名称 | 所在地 | 取消年月日 |
|----|---------------------|------------|-----------|
| 病院 | 岩手医科大学附属内丸メディカルセンター | 盛岡市内丸19番1号 | 令和8年5月20日 |